

○財務省告示第百九十三号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十九年六月二十六日に発行した政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十九年七月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百九十一回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けけるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五		
額 最		イ 払 込 金 額		イ 発 行 額		イ 募 入 決 定 の		
低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	
五 万 円				額 億 三 千 万 円	額 三 千 万 円	込 募 限 度 の 応 募 額 を 割 り 当 て る。	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申 込 み の 中 心 的 募 入 額 を 順 次 割 り	「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 格 競 争 入 札 発 行 」 と い う。
		円 四 千 二 百 十 三 億 五 百 十 五 万	三 兆 九 千 八 百 八 十 七 億 二 千 七 百	額 四 千 二 百 二 十 二 億 円	額 三 兆 九 千 八 百 七 十 七			

